

鳥取縣公報

縣令

昭和十七年四月四日
第千三百二十一號

土曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

◇鳥取縣令第三十二號

昭和二年三月十七日鳥取縣令第十二號度量衡取締規則中左ノ通告正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年四月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第四條ニ左ノ一號ヲ加フ

三 水平ヲ定ムル裝置アル度量衡器計量器ニシテ其ノ水平ヲ正サズ又ハ直點若ハ標點ヲ調整スル裝置アル秤、檢位衡及糸目掛ニシテ其ノ直點若ハ標點ヲ調整セザルモノトス
但シ天秤ハ此ノ限リニアラズ

第四條ノ三

度量衡ニ依ル正味量ノ表記又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ表示セル商品ニシテ其ノ標記正味量ガ實量ヲ超過スルモノハ店舗、倉庫其ノ他營業ヲ爲ス場所ニ存置シ又ハ行商中携帯スルコトヲ

得ズ但シ度量衡法施行細則第五十條ノ二ニ該當スル場合ハ此ノ限リニアラズ

第五條第一號中「玻璃製」ヲ「硝子製」ニ改メ「及」ヲ削リ「珪瑯漆料」ノ次ニ「ガソリン量器及タキシメーター」ヲ加フ

第十條 瓦斯供給事業者ハ第六號様式ニ依リ三月三十一日現在使用中ノ瓦斯メーターニ關スル報告書ヲ毎年四月十日迄ニ提出スベシ

水道事業者ハ第七號様式ニ依リ三月三十一日現在使用中ノ水量メーターニ關スル報告書ヲ毎年四月十日迄ニ提出スベシ
ガソリン量器ヲ使用又ハ所持スルモノハ第八號様式ニ依リ三月三十一日現在使用中ノガソリン量器ニ關スル報告書ヲ毎年四月十日迄ニ提出スベシ

第十三條第二號中「第四條ノ二」ノ次ニ「第四條ノ三」ヲ加フ
第三號様式中「卸賣」ノ欄ヲ削リ「注意」ヲ左ノ通告ム

00094

- 一 度量器、量器、衡器、計量器ハ各別冊又ハ口座別トナスベシ
 - 二 各種別ニ付月末毎ニ月計累計ヲ毎年三月末日ニ年度計ヲ掲グベシ但シ月計、累計ハ別冊トスルコトヲ得
 - 三 記載事項ナキ月ニハ月末其ノ旨記載シ置クベシ
 - 四 寒濕計一組ハ寒濕計二箇トシテ記入スベシ
 - 五 特殊販賣者ニアリテモ前各號ニ準ジ記載スベシ
- 第四號様式中「製作箇數」及卸賣ノ部ノ「縣外」ヲ削リ種別ノ欄中枳及桿秤ノ部ヲ左ノ通改ム

量		器		
計	衡	枳		
		木製	金屬製	硝子製
		其他		

器		秤		
計	衡	桿		
		金屬製	木製	其他

第五號様式中卸賣ノ部「縣外及計」ヲ削ル
第五號ノ二様式

自年月日 特殊販賣者營業報告
至年月日

種別	前年度仕入	卸賣	小	越年度	備考
目盛アル					
硝子枳					
体温計					
板付					
溫度計					

右ノ通候也

年月日

知事宛

營業所
特殊販賣者

印

00095

第六號様式中「十二月三十一日」ヲ「三月三十一日」ト改ム
第八號様式

昭和
三月三十一日現在

年ガソリン量器使用箇數報告

種別	一〇リニ					二〇リニ					三ガロ					五ガロ				
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下		
輕便式																				
可搬式																				
固定式																				
計																				

右ノ通候也

年月日

住所

氏名印

知事宛

備考

- 一 計量筒ナキモノハ表示器ノ最大指示量ヲ以テ全量トスルコト
- 二 リットル、ガロン併用ノモノハ「リットル」トシテ算入スルコト

訓令

鳥取縣訓令甲第六號

昭和二年三月十七日鳥取縣訓令甲第十三號度量衡取締規則施行手續中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年四月四日

警察署長
市町村長

鳥取縣知事 土肥米之

第四條中「取締終了後」以下ヲ「取締終了後各使用者ニ付受檢漏レ其ノ他ニ關スル取締ヲ行フベシ」ニ改ム

第五條第一號及第二號ヲ左ノ通改ム

- 一 檢査前日迄ニ使用者各戸ニ就キ度量衡器及計量器ノ調査ヲ爲シ第二號様式ノ提出調書ニ記入シテ使用者ニ配付シ檢査當日之ヲ受檢器物ト共ニ受附シ取締官吏ニ提出スベシ
 - 二 檢査期日二日以上ニ亘ルトキハ月別檢査區域ヲ定ムベシ
- 第六條第一項第三號中「二年」ヲ「一年」ニ改ム
- 第八條第二項ヲ削ル
- 第一號様式及第五號様式ヲ削ル
- 第二號様式
- 縱百二十八耗 横百八十耗

官印 警察	官印 検査	受付第	號	調査第	號
器 衡		器 量		器 度	
分 銅	桿 秤	上 皿 秤	自動 秤	天 秤 上	天 秤 上
計		計		計	
木製 金製 鋼製		木製 金製 鋼製		木製 金製 鋼製	
直 尺		曲 尺		卷 尺	
縮 尺		鍵 尺		計	
種 別		種 別		種 別	
職業		職業		職業	
住所		住所		住所	
氏名		氏名		氏名	
調査器數		提出器數		格器數	
内不合		格器數		格器數	
摘 要		摘 要		摘 要	

受 付 者 印	器 量 計	檢 尺 器	定 量 增 錘 計
計	檢 位 衡	檢 尺 器	計
糸 目 掛	織 度 分 銅	檢 尺 器	計

提出日時 昭和 年 月 日

場 所 市町村長 印

右ノ通度量衡器計量器検査有之候條無漏提出受檢セラルベシ

昭和 年 月 日

注意

- 一 器物ハ清潔ニ掃除シ提出セラルベシ
- 二 本検査ニ提出受檢ヲ怠リタルモノハ處罰セラルベシ
- 三 本通知後購入シタルモノト雖提出セラルベシ
- 四 本書ハ受檢ノ際持參シ受付ニ差出サルベシ

第四號様式中四臨檢成績ヲ左ノ通改ム

種 別	臨檢 戸數	調査 件數	實量不足又ハ 不正計量件數	告發 件數	摘 要
正味量表記商品					

非正味量販賣業者					
表記ノ買受業者					
商 品					

告 示

鳥取縣告示第七十號

左記ノ者ニ對スル肥料製造營業免許ヲ昭和十七年三月三十一日限
リ取消セリ

昭和十七年四月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

肥料製造營業免許年月日 大正十三年三月十日

免 許 者 住 所 東伯郡由良町由良宿一、一五〇

免 許 者 氏 名 岩 本 芳 次 郎

鳥取縣告示第七十一號

昭和十七年三月三十日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證下付セリ

昭和十七年四月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

免許證番號 住 所 氏 名

一、四〇八 西伯郡成實村大字古市二百七番屋敷 潮 英雄

一、四〇九 米子市道笑町三丁目九十三番地 加藤 晴光

鳥取縣告示第七十二號

一、四一〇 氣高郡勝谷村大字岡本百三十七番地 恩田 肇
氣高郡小鷲河村區域及名稱ヲ左ノ通變更シ昭和十七年三月一日ヨ
リ之ヲ施行ス

昭和十七年四月四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

字 區 域 變 更 調 書

現 在 區 域	變 更 區 域
大字 字 名 地 番 地 目	大字 字 名 反 別 附 記
河内上向谷 三、一七一 原野	河内上荒神 一、一〇 全部
同 同 二、一七二 雜種地	同 同 一、〇九 同
同 同 三、一七三 田	同 同 一、〇〇 同
同 同 三、一六八 同	同 同 一、三三 同
同 同 三、一六九 同	同 同 一、四一 同
同 同 三、一七五 同	同 同 一、二〇 同
同 同 三、一七八 同	同 同 一、〇一 同
同 同 三、一七九 同	同 同 一、〇二 同
同 同 三、一八一 同	同 同 一、二〇 同
同 同 同	同 同 同

彙報

十七年度 鳥取縣國民貯蓄 增加目標額七千萬圓

(振興課)

大東亞戰爭を完遂するためには戰時財政經濟の確立を期すことが現下喫急の要務である。依つて之が目的貫徹のため、國に於ては十七年度の國民貯蓄増加目標額を二百三十億圓と決定して十七年度國民貯蓄増強方策要綱を定め、以て全國民の自覺實踐に依つて成果の萬全を期することとなつたので、本縣に於ても十七年度増加目標額を七千萬圓と決定し、國の方策に基いて次の如き實施要目に依り縣民一休貯蓄報國に邁進することとなつた。切に縣民の奮起を要望する次第である。

一 國民貯蓄増加目標額

- (一) 縣國民貯蓄増加目標額の決定
十七年度の國の増加目標額が二百三十億圓と決定せられたので、本縣では從來の貯蓄増加の實績並に縣内に於ける生産及

び所得等の狀況、並に類似府縣との均衡を考慮して七千萬圓と決定した。

(二) 個別貯蓄増加目標額の設定

市町村に於ては次に依り市町村増加目標額を定め、之に基いて各部落會、町内會の増加目標額並に國債及び債券の消化目標額を決定し、常時貯蓄實踐を検討して之が達成を奮勵すること。

- (イ) 市町村國民貯蓄増加目標額の決定
縣より各市町村別に目標額の標準を示すので、之に基いて縣と打合せの上決定すること。
- (ロ) 町内會、部落會國民貯蓄目標額の決定
市町村の目標額に之に基いて、町内會、部落會の目標額を決定し之が達成に努めること。
- (ハ) 國民貯蓄組合國民貯蓄増加目標額の決定
各貯蓄組合の目標額は、地域組合にあつては其の屬する町内會、部落會の目標額の概ね二割相當額を目標とし職域組合、産業團體組合其の他の組合にあつても昨年度より多くの目標額を樹立すること。
- (ニ) 各金融機關別國民貯蓄増加目標額の決定
各金融機關の積極的活動を促すため、縣並に市町村の區域

00101

二 國民貯蓄増強實踐方策

十七年度に於ては概ね從來採り來つた増強方策を繼續實施し、特に次の各項に重點を置いて推進する外、大東亞戰爭の進展に伴ふ國民心理の動向を省察して適時に適策を講じ以て目的の貫徹を期するものである。

(一) 天引貯蓄の勵行

計畫的貯蓄の増強並に浮動購買力の吸収等何れの見地よりしても貯蓄の勵行は一層緊要性を加へて來たので、系統團體、所屬官公衛團體等は從來より徹底した源泉貯蓄を勵行すること。

- (イ) 農會、農事實行組合、共同出荷組合、養蠶實行組合、煙草耕作組合、森林組合、木炭同業組合、漁業協同組合、漁業組合、畜産組合、養鶏組合、果物同業組合、和紙商業組合、其の他農林水産關係團體並に各種商業組合、工業組合等にあつては全面的に生産販賣代金、製造又は販賣代金を規準として一定の割合に依る天引貯蓄を勵行すること。

(ロ) 會社、工場、鑛山、官公衛方面に於ては、俸給、給與賞與等に付て天引貯蓄をしない者のないやうにすると共に政府資金撒布高の増加せる方面に於ては高率の天引貯蓄を

勵行すること。

- (ハ) 各種天引貯蓄は概ね國民貯蓄組合貯蓄として長期貯蓄の源泉たらしめることに留意すること。

(二) 能力貯金の勵行

貯蓄の勸奨に當つては個々の收入のみを以て基準とせず必要經費の率をも検討し、個別的貯蓄能力を最高限度に發揮せしめるやう細心の注意をすること。豫期しない收入、増加所得に對しては之を逸せず適時適策を樹立し高率の貯蓄を勵行すること。

(三) 通貨の滞留を避ける方策の樹立

各生産物の賣却代金其の他の諸収入は直接支拂ひを避け、一旦金融機關に振込む等の措置を可及的に講じ各自の當座貯金として預入し、必要に應じて必要額を引出さしめる等通貨の滞留額を最少限度に止め浮動購買力を抑制すること。

(四) 他の諸政策との繰合調整

各種生産物並に製造製品の賣却、納税、物資配給、消費規正其の他の施策と緊密な連繫を保持し、合理的に貯蓄能力を補促して貯蓄の増強に資せしめるやう留意すること。

- (五) 國民貯蓄組合の健全な發達を期し其の趣旨を一般に周知徹底せしめ、組合の整備運営を一層推進し以て計畫的組合貯蓄

00100

00102

- (六) 國債、貯蓄債券、國債、貯蓄債券の目標額完全消化促進
 - 國債、貯蓄債券及び報國債券の郵便局又は日本勸業銀行賣出しは今後更に多額に達する見込みなので、之等の消化に付ては従来通り隣保消化に重點を置き、又自由消化に付ても郵便局並に銀行等に協力し、各市町村國債並に債券消化割當額の完全消化を目標として邁進すべく、其の計畫並に實踐に當つては次の點に留意して遺憾なきを期すること。
 - (イ) 土地其の他の賣却代金の一部を以てする國債消化促進を圖ること。
 - (ロ) 各種保険金、恩給、退職料其の他之に類する収入は事情の許す限り之を國債に投資すること。
 - (ハ) 贈答は極力之を廢止するやう努めると共に、已むを得ない場合には國債債券を使用すること。
 - (ニ) 市町村及び其の一部に於ては市町村基本財産積立金及び一部有財産等を出來るだけ國債に投資すること。
 - (ホ) 神社、寺院及び公益法人又は各種團體等に於ては其の基金若は資金の運用を國債投資に選ぶこと。
 - (ヘ) 官公衛、學校、會社、工場、鑛山等に於ても賞與又は手

- 當等は國債債券を支給し又は購入を一層強化すると共に、各種表彰に伴ふ副賞又は奨励金に付ても出來るだけ國債債券を支給すること。
 - (ト) 土木其の他工事使用人に對する貸金支拂の多い者には其の一部を國債債券で支給すること。
- ### 三 貯蓄態勢の全面的強化と戰時生活推進
- 國民貯蓄増強の目的は戰費を調達し以て我國戰時財政經濟の圓滑な運行を保持し、他面國民生活の安定を圖り我國不動の國是たる聖戰を完遂して大東亞共榮確立の原動力たらしめるにあるので、戰時意識の徹底を圖り物心兩面に亘る戰時生活態勢の整備強化を期しなければならぬ。依つて本運動の展開に當つては次の諸點に重點を置くこと。
- (一) 縣民の時局認識を一層徹底し、眞に滅私奉公の覺悟を以て衣食住の簡素な生活規程を決定し以て國民生活の針を針たらしめ、又消費生活に於ける非戰時色の部面の除去に留意して貯蓄余力の醸成に資し貯蓄の源泉を豊富ならしめること。
 - (二) 貯蓄増強の積極的手段として各職域に於て勤勞の強化を圖り、生産増加、就中食糧生産物の増産を圖ること。
 - (三) 物資愛護、更生利用等を一層徹底せしめ以て其の余剰に依

00103

- (四) 市町村にあつては今後一層大政翼賛會、金融機關、産業團體、教化團體、婦人團體等と連絡を密にして相協力すると共に之等の團體をして貯蓄實踐の母体たらしめ實績の向上に努めること。
- (五) 各學校に於ては兒童生徒に時局認識及び貯蓄思想の普及徹底を圖ると共に、之等に對しても消費節約、勤勞等に依る貯蓄の勵行を期すること。
- (六) 貯蓄奨励關係者は自ら率先垂範すると共に常に部内事情の觀察を怠ることなく、所得増加の方面に對しては直に適當な貯蓄増強方策を講ずること。
- (七) 貯蓄の實行如何は大東亞戰爭の目的達成上必須の要件なので、貯蓄運動は大政翼賛運動と表裏一体となつて之が一層強化を圖り苟くも此の運動を妨げ貯蓄心を低下するやうな言動に付いては相互に注意して之が一掃を期すること。

X X X

里芋の増産栽培

寸地も利用し食糧を確保せよ

(農務課)

食糧の確保こそは戰勝の鍵である。米麥等の主要食糧を始めあらゆる食用作物の増産は實に農業者銃後奉公の途であるが、農業専門家ならずとも、屋敷まわりの空地を利用してでも或る程度の自給を圖ることは一般家庭人として心懸くべきである。中でも里芋はいづれの家庭に於ても是非必要な食料品であつて、その栽培法もあまり困難でないから、力めてこれを栽培せられるやう勸誘する。縣ではこの里芋昭和十五年年度作付面積三百二十三町歩に對し、十七年度に於ては四百三十九町歩の増産計畫を樹て、これが増收達成を期してゐるので、切に農家始め一般縣民の協力を希望する次第である。以下里芋栽培法の要點を述べて参考に資することとする。

◇ 適地

里芋は乾燥する處では收量が少いから、保水力のある土地で排水のよい肥沃な土壌を選ぶがよい。開墾早々の畑地でも保水力さへ充分であれば栽培に適する。尙里芋は發芽當時は強い日光を忌むから、里芋の條間となるべきとこ

00104

るに豫め麥を作つて置くといふ。

優良品種

親貴 里芋の増収品種

薩芋 晩生、對旱性、そして収量の多い市場向品種

種芋の準備

種芋は成るべく大形のもので一個十五匁以上、丸く太つてゐるやうな充實したものがよく、反當三十貫の種芋を用意する。種芋は植付前一二日間日に乾してから、植付直前にウスブルン千倍液(五十瓦罫入一個を水二斗八升に溶かす)に三十分間浸漬して定植すると、發芽も整一となり収量も増加する。

催芽定植

一旦芽を出させてから定植すると生育整一かつ増収となる。その方法は四月上旬に貯藏所より取り出してから前に述べた處理をして催芽床に伏込むのである。

催芽床は濫床の空いてゐる櫃を利用して、これに藁と堆肥とを混じて踏み込み、發熱後三寸位の土を入れてその上に芋の芽を上にして密に並べ、細土を一吋位覆つて適度の灌水を行ひ、床温は二十度内外として管理すれば二―三週間芽が一吋位伸びるからこの時と定植するのである。又南面の暖い處に揚床を設けて既肥

等を踏込み、前記のやうに措置して植込んで上に藁又は蕨を被せて管理してもよい。いづれにしても高温に過ぎぬやうな注意を要する。

定植時期

催芽せずに植える場合 四月中旬
催芽したものの場合 五月上旬

定植方法

畦巾二尺五寸乃至三尺、株間一尺五寸、肥沃な土地なら三尺畦巾とし、作條は三寸位の深さに切り、芋は斜植とする。但し黒ぼこ地の軟い土地なら横に寝かせて植える。

元肥は種芋の眞下にならぬやう種芋と種芋の中間に施し、覆土は種芋上一寸五分位の厚さとする。催芽したものは芽や根を痛めぬやう注意が肝要である。植付後は種芋の上に薄く堆肥又は藁を置き、發芽後の晩霜を豫防するがよい。

施肥

堆肥や既肥を多く施し、土壤の保水力を高めることは増収の條件である。元肥中心主義で三分の二の量を元肥に用ひ、残りの三分の一を追肥に廻す。追肥の適期は大休次の如くである。

四月中下旬に植えた場合
第五回 五月下旬―六月上旬 (株間に)

00105

るに豫め麥を作つて置くといふ。

優良品種

親貴 里芋の増収品種

薩芋 晩生、對旱性、そして収量の多い市場向品種

種芋の準備

種芋は成るべく大形のもので一個十五匁以上、丸く太つてゐるやうな充實したものがよく、反當三十貫の種芋を用意する。種芋は植付前一二日間日に乾してから、植付直前にウスブルン千倍液(五十瓦罫入一個を水二斗八升に溶かす)に三十分間浸漬して定植すると、發芽も整一となり収量も増加する。

催芽定植

一旦芽を出させてから定植すると生育整一かつ増収となる。その方法は四月上旬に貯藏所より取り出してから前に述べた處理をして催芽床に伏込むのである。

催芽床は濫床の空いてゐる櫃を利用して、これに藁と堆肥とを混じて踏み込み、發熱後三寸位の土を入れてその上に芋の芽を上にして密に並べ、細土を一吋位覆つて適度の灌水を行ひ、床温は二十度内外として管理すれば二―三週間芽が一吋位伸びるからこの時と定植するのである。又南面の暖い處に揚床を設けて既肥

第二回 六月中旬―六月下旬 (畦間に)

五月上旬に植えた場合

第一回 五月下旬
第二回 六月中旬

施肥の一例として壤植土に對するものを記すと

肥料名	反當元肥		追肥		反當三成分量
	施肥量	元肥	第一回	第二回	
堆肥	三〇〇貫	三〇〇貫	一貫	一貫	窒素 四・〇〇〇
雑油粕	一〇〇	一〇〇	一貫	一貫	磷酸 二・〇〇〇
過磷酸石灰	六〇	六〇	一貫	一貫	加里 三・九〇〇
人糞尿	三〇〇	三〇〇	一貫	一貫	
草木灰	四〇	四〇	一貫	一貫	

なほ、黒ボコ地帯には堆肥及過磷酸を二―三割増し、砂丘地帯は追肥を七月上旬までに三回に分けて施すがよい。

中耕及土寄

芽の發育につれて中耕及び土寄をするのであるが、第一回は五月中下旬、第二回は六月下旬であつて、追肥を施すときに行ふがよく、土寄の厚さは第一回二寸、第二回二寸である。

旱魃防止

里芋は前にもいふやうに乾燥を好まぬ作物であるから、第二回土寄後全面に敷藁又は敷草をしてやるか、或は夕方灌水して保水を良好にする必要がある。

旱魃に遇はせ、赤筋の入つた硬い芋が出来て、収量も少く出荷品とはならなくなる。

收穫貯藏

十月から十一月までの間に收穫する。貯藏するには貯藏溝又は床下に貯藏穴を掘つて穀穀と一緒に貯藏するか、山籠に横穴を掘つて貯藏する。貯藏溝の作り方は高燥な場所を選んで巾三尺、深さ一尺五寸乃至二尺の溝を掘り、底及び周圍に小麥藁を置き、この中に小芋を離さないで株のまゝ四―五株重ねとし、地表に一―二株出してもよい。其の上の小麥藁を二三寸の厚さに被せて、更に土を一尺五寸位盛り上げて土をよく踏み固め、雨水の浸入を防止するやうにするのである。なほ所々に節を抜いた竹を立て、排氣孔とするとよい。

病害蟲

七月頃赤ダニが多く發生したら、石灰硫黄合劑〇、二度液(市販品二〇〇倍液)をかける。

日燒病

(乾性腐敗病) 品質が粗硬になつて肉に赤い筋も悪い。これは連作の爲や旱魃に遇つた場合に出来易いから、これらの點に注意する。

荷作り法

規格は小混合であるが、絶対に親芋を混入しないこと、荷造りは正味十二貫入りとし別に三百匁の込量をする。容器は米空俵とし、繩掛は繩の周り九

分以上のものを用ひ、二重廻しとして三ヶ所くより、縦繩は一重四方掛として兩端を掛戻しとするのである。

稻熱病防除を早急に

稻藁の處分・種籾の消毒

(農務課)

◇昨年の稲作は未曾有の不良天候に禍されて意外の大減収となつたのであるが、中でもイモチによる被害は頗る甚大なものであつた。

戦争時においては食糧の確保が第一であつて、これがため農民の任務は益々重大といはねばならぬ。従つて各農家では是非イモチ防除の措置を完全に行つて、今年こそは増産目標を確保し農家の使命を果さなければならぬのである。

◇イモチ病はイモチ病菌が傳染して起る病氣であるが、この病菌は稻藁や種籾に寄生して冬を越し、本年最初の發生の原因となるものであるから、稻藁と種籾の適正な措置こそ最大最急の要務である。

◇種籾にはいづれも昨年の病菌がついてゐるのであつて、これ

を放置するとこの病菌が苗代に飛散して傳染するから、野積の藁は是非速刻圃場から取り除かねばならぬ。そしてこれらの生藁をそのまま田に入れることは病菌を田圃に散布することになるから必ず堆肥又は厩肥として充分醗酵させて病菌を殺してからでないと施用してはならぬ。

◇今年の種籾にはイモチ病菌のついてゐないものは殆んどないから、種籾は播種の前に必ず消毒する必要がある。消毒の方法は種籾を袋又は吠にゆるく入れて、一―二日浸漬したものを引き上げ水を切り、ホルマリン一〇〇倍液に二〇分間浸漬して濡れ莖に包み、三時間経過して水漬を行ひ、再び漬水する。この種籾するのである。ホルマリンの代りにウスブルン液を使う場合は一〇〇倍液に三時間乃至六時間浸漬する。

◇ホルマリン一〇〇倍液の作り方は、ホルマリン一〇〇ccを水一斗に入れるか、又はホルマリン五〇〇ccを水一斗五升七合に入れるのである。なほホルマリン液は浸漬の都度減量するから、減量だけ五〇倍液を以て補充すれば數回使用することが出来る。又消毒は共同施行するが便利であつて、藥劑も少なくてすむから成るべく共同で實行せられたい。

昭和十七年四月四日印刷
昭和十七年四月四日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町